資料1

私立幼稚園教育振興事業費補助金
交　付　要　綱　関　連　資　料

東京都生活文化局私学部

資料1－1

教職員数の調整

1 概　要

従前、本務教職員の実人数をそのまま補助対象としていたものを、平成１３年度より現在の幼稚園の平均的な規模等を考慮しながら、基準を設定し、標準化を行っている。

2 基　準

補助の基準となる教員数と職員数を算定し、その合計数と、本務教員と本務職員の合計数（実人数）とを比較して、低い数値を採用する。

補助基準教職員数の算定方法			
教員	園　　長	１園ごとに	１人
	学 級 担 任	１学級ごとに *1	１人
	その他の教員	３学級ごとに *2	１人
職　　員		園児１２０人以下	２人
		園児１２１人以上 ６０人ごとに *3	1人

*1　実学級数により設定
*2　実学級数を３で割った学級数（小数点以下は切上げ）
*3　定員内園児数を６０で割った数（小数点以下は切上げ）

3 具 体 例

○○幼稚園の本務教職員数

園児数	１８０人（定員１５０人）	
学級数	７学級	
本務教員	園　　長	1
	副 園 長	1
	教　　員	9
	（小計	１１人）
本務職員	事務職員	2
	現業職員	2
	（小計	４人）
本務教職員合計		**１５人**

（7学級÷３≒2.3→3人）
※切上げ

○○幼稚園の補助基準教職員数

① 教員数
基準となる教員数
（１　＋　７）　＋　３　　＝　１１人
園長　学級数　その他教員

② 職員数
基準となる職員数
１５０人 ÷ ６０人 ＝ ２．５ →３人
（切上げ）

③ 補助基準教職員数（①と②を合算）
（１１　＋３）　　＝　１４人
教員　職員

補助基準教職員数　　１４人

基準上の教職員数１４人と、本務教職員数１５人を比較して、少ない方の１４人が補助対象人数となる。

資料１－２

注意事項

教育振興事業費補助金に係る注意事項

１　本務教職員について

●補助要件の確認

本務教職員の要件の１つである、勤務実態（学校に１週間当たり５日以上勤務）を確認できる書類（**園長を含む全教職員の出勤簿等**）を必ず備えておき、出勤簿等には必ず押印等による表示をし、空欄のないようにすること。

また、教員においては免許の更新忘れや失効が無いようにすること。

● 幼稚園加入の私学共済等への加入状況の確認

補助金の対象となる本務教職員が幼稚園加入の私学共済等に加入しているかを必ず確認すること。

２　満３才児の受入れ補助（特別補助）

園則等で定員が設定され、幼稚園児として入園・在籍している満３才児の園児が対象。

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

(1) 満３才児の募集定員がわかる募集案内

(2) 満３才児の受入れ実績を確認できる出席簿の写し等

３　生徒等の安全対策推進補助（特別補助）

(1)安全対応能力向上の取組

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

(ｱ) 危機管理マニュアル（防犯及び防災）の原本

(ｲ) 防犯及び防災研修・訓練等の取組が確認できる書類（計画書、報告書、当日の写真等）

・研修・訓練等の実施計画書

・研修・訓練等の実施内容を記載した報告書

・研修・訓練等の実施状況を撮影した写真等

※防犯及び防災についての研修、訓練等を実施したことを確認できる書類がない場合は、補助対象外となります。

(2)事故対応能力向上の取組

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

事故対応能力向上の取組が確認できる書類（計画書、報告書、当日の写真等）

(ｱ) 講習会実施等の計画書

(ｲ) 講習会等の実施内容を記載した報告書

(ｳ) 講習会等の実施状況を撮影した写真等

４　保育体験の受入れ補助（特別補助）

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

(1) 都内の中学校・高等学校から幼稚園に対する依頼文書等

(2) 保育体験受入れ終了後の実施報告書（実施期間、保育体験受入れ学校名、参加人数、実施内容等、実施が確認できるもの）

５　学校関係者評価補助（特別補助）

補助要件を確認するため、次の書類を備えておくこと。

(1) 自己評価の実施が確認できる報告書等

(2) 保護者その他の幼稚園の関係者（幼稚園教職員を除く）による評価の実施が確認できる報告書等

６　その他

● 補助金関係書類の保管

補助金関係書類は、都へ提出したすべての書類（写し）を含め、補助金交付年度の翌年度から５年間保存しておくこと。

資料1－3

令和８年度私立幼稚園教育振興事業費補助金執行単価表等

１　一般補助【要綱第５　１に基づく各割単価】

（１）幼稚園割単価	８４２，６００　円
（２）学級割単価	５７，９００　円
（３）本務教職員割単価	５６９，８００　円
（４）幼児割単価	５，３００　円

２　特別補助【要綱第５　２に基づく特別補助単価】

（１）地域教育事業補助	１事業につき３００，０００　円
（２）(ｱ) 授業料減免制度整備促進補助	３００，０００　円
(ｲ) 授業料減免補助	家計急変：前年度の減免額（又は支給額）×４／５
（３）満３才児の受入れ補助	３００，０００＋満３才児園児数×１００，０００　円
（４）(ｱ) 安全対応能力向上の取組	３００，０００　円
(ｲ) 事故対応能力向上の取組	１００，０００　円
（５）保育体験の受入れ補助	１２０，０００　円
（６）学校関係者評価補助	３００，０００　円

３　要綱第５　１(3)の別に定める上限

次表の方法により各職種の補助基準人数を算定の上、合算した補助基準教職員数を上限に定める。

【　教　員　】

園　長	１人
教　員　１学級につき	１人
教　員　３学級につき	１人

※　端数切上げ

【　職　員（園児は定員内実員とする。）】

園　児　１２０人以下	２人
園　児　１２１人以上 ６０人につき	１人

※　端数切上げ

※　端数切上げ

資料１－４

私立幼稚園教育振興事業費補助金交付における事務日程（概略）

令和８年度

５月中旬　**【現況調査表の提出】（→区市町村へ提出）**

・当該年度の５月１日現在の園児数等の調査です。
・当該年度の補助金額を算定するための基礎数値となります。

６月中旬～７月上旬　**【私立学校教育助成金調査表（Ｂ表）及び事業計画書の提出】**

・Ｂ表は、当該年度の補助金額を算定するための、教職員数、学級数、特別補助に関する基礎数値等の調査です。
・提出は、概ね６月中旬から７月上旬のあらかじめ指定された日となります。

８月下旬　**【学校情報一覧表の確認】**

・当該年度の補助金額を算定するための基礎数値の最終確認であり、この数値により当該年度の補助金額が決定します。

９月中旬～10 月初旬　**【園児納付金調査】（→区市町村へ提出）**

・翌年度における保育料等の調査です。当年度に対し金額等を変更する場合は園則変更が必要となります。
・翌年度の補助金額を算定するための基礎数値となります。

10 月下旬　**【補助金説明会資料提供】 令和８年１０月３０日（金曜日）夕方頃**

・令和８年度における補助金の配分方針及び補助単価等についての資料です。
※資料提供による対応としています。

11 月上旬　**【補助金の交付金額の内示】**

・当該年度の補助金の交付金額を内示します。

11 月上旬　**【交付申請書の提出】（支払金口座振替依頼書、印鑑登録証明書を含む）**

・当該年度の補助金の交付における申請書です。

１月中旬　**【補助金の交付決定】**

・当該年度の補助金の交付を行います。

令和９年度

５月末日（提出期限）　**【実績報告書の提出】**

・前年度の補助金の交付額、補助対象経費等についての実績報告書です。

８月下旬　**【額の確定通知】**

・前年度における、各設置者の補助金額を確定し、通知します。